

第397回南国市議会定例会会議録

第7日 平成29年9月22日 金曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 吉川宏幸
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 中島章	税務課長 山田恭輔
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 島崎哲
環境課長 谷合成章	農林水産課長 村田功
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 古田修章	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子

福祉事務所長	岩原富美	教育長	大野吉彦
教育次長兼 学校教育課長	竹内信人	生涯学習課長	中村俊一
監査委員 事務局長	細川千秋	農業委員会 事務局長	土橋愛
消防長	小松和英		

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫	次長	公文知子
書記	門脇智哉		

—————

議事日程

平成29年9月22日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成28年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第2号 平成28年度南国市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第3 議案第3号 平成28年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第4号 平成28年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第5号 平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第6号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第7号 平成28年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第8号 平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第9号 平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第10 議案第10号 平成28年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第11号 平成29年度南国市一般会計補正予算
- 第12 議案第12号 平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 平成29年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 平成29年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第16 議案第16号 平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第17 議案第17号 平成29年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第18号 平成29年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 第19 議案第19号 南国市学校給食センター設置条例
- 第20 議案第20号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 市道南国117号線、王子大道線及び日章工業団地線の事業用地の取得面積の変更について
- 第23 陳情第2号 市長の附属機関としての新たな第三者委員会の設置等について
- 第24 承認要求書
- 第25 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第25まで

議発第1号より議発第5号まで

—————*—————

午前10時2分 開議

○議長（西岡照夫） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

発言の取り消し

○議長（西岡照夫） この際、お諮りいたします。土居篤男議員から9月19日に行った議案第6号に対する質疑の1問目及び2問目の質問の中で誤った発言をしたため、会議規則第65条の規定により、発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。よって、土居篤男議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

—————*—————

議案第1号から議案第22号まで、陳情第2号

○議長（西岡照夫） この際、議案第1号から議案第22号まで及び陳情第2号、以上23件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長中山研心議員。

＊

平成29年9月20日

南国市議会議長 西岡照夫様

総務常任委員長

中山研心

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	平成29年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第2款総務費 第9款消防費 第2条債務負担行為の補正 第3条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

＊

〔10番 中山研心登壇〕

○10番（中山研心） おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号、議案第11号の3件であります。

去る20日に委員会を開催し、執行部から副市長初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度南国市一般会計歳入歳出決算、及び議案第4号平成28年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の2件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性

を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成29年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第2款総務費、第9款消防費、第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、6億2,722万2,000円の増額計上であります。その所要一般財源は2億8,563万5,000円の増額であり、臨時財政対策債8,478万9,000円を減額し、地方交付税5,310万1,000円、過年度分国庫負担金2,950万1,000円、繰入金7,063万4,000円及び繰越金2億1,718万8,000円を増額し補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、人件費関係では、退職手当2,763万4,000円を増額計上、総務費関係では、電子自治体推進事業費3,743万円及び国・県支出返還金3,933万円を増額計上し、国土調査事業費1,817万円を減額計上、消防費関係では、住宅耐震促進事業費9,584万2,000円及び災害用備蓄品購入費等に係る防災費4,764万7,000円を増額計上するものであります。

また、債務負担行為として、南国・香南・香美市共同利用型住民情報系システム賃借料の限度額1億5,499万5,000円を計上するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫） 産業建設常任委員長有沢芳郎議員。

＊

平成29年9月20日

南国市議会議長 西岡照夫様

産業建設常任委員長

有沢芳郎

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	平成29年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第12号	平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第15号	平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第17号	平成29年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第18号	平成29年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第21号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第22号	市道南国117号線、王子大道線及び日章工業団地線の事業用地の取得面積の変更について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

*

〔9番 有沢芳郎登壇〕

○9番（有沢芳郎） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第2号、3号、5号、8号、10号、11号、12号、15号、17号、18号、21号、22号の12件であります。去る20日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第2号平成28年度南国市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第3号平成28年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第5号平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第8号平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算はいずれも特別会計の決算議案であり、また、議案第10号平成28年度南国市水道事業会計決算の認定については、水道事業会計の決算議案であります。

これら5件については、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成29年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、農業委員報酬及び農地利用最適化推進委員報酬等の農業委員会事業費1,056万1,000円、次世代園芸団地基盤整備基本計画策定委託料1,200万円、市単独土地改良事業費700万円及び市単独農道水路維持管理費1,353万3,000円、商工費関係では企業団地造成事業特別会計繰出金24万7,000円、土木費関係では道路維持費3,273万1,000円、市単独道路新設改良事業費3,800万円、公園費1,500万円をそれぞれ増額計上するものであり、審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、農業集落排水総務費57万円及び農業集落排水維持管理費239万8,000円を増額計上するもので、審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算については、工業団地造成事業費2万9,000円及び公債費322万4,000円を減額計上するもので、審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成29年度南国市水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において、上水道事業収益を89万4,000円、上水道事業費用を100万2,000円増額するもので、事業収益について主なものは、旧上下水道局庁舎の使用料による雑収益の増額、事業費用について主なものは、水道料金システムの更新による備用品費及び賃借料の増額であり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成29年度下水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において、下水道事業収益を5,801万1,000円減額し、下水道事業費用を338万1,000円増額するもので、事業収益で主なものは、一般会計補助金の減額、事業費用の主なものは、印刷製本費、システム構築のための委託料、受益者負担金に関する報償費の増額であり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、下水道事業に関して、高知精工メッキ株式会社の下水道使用に係る問題について話し合っております。

次に、議案第21号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の最適化の推進に関する業務が新たに農業委員会の必須業務に位置付けられたことに伴い、これら農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進する必要があることから、本条例の一部を改正し、農業委員会

の委員等の報酬に、活動及び成果に応じた報酬を新たに加えるものであります。審査の結果、
適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号市道南国117号線、王子大道線及び日章工業団地線の事業用地の取得面積
の変更については、（仮称）南国日章工業団地事業の詳細設計を進めていく中で、当該市道事
業に供する用地について、その取得面積を増加する必要性が生じたため、取得面積の変更につ
いて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決
すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（西岡照夫） 教育民生常任委員長福田佐和子議員。

＊

平成29年9月20日

南国市議会議長 西岡照夫様

教育民生常任委員長
福田佐和子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第
103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	平成29年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第13号	平成29年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第14号	平成29年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第16号	平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予	原案を可決	適当と認める

	算	すべきもの	
第19号	南国市学校給食センター設置条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第20号	南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

*—————

平成29年9月20日

南国市議会議長 西岡 照夫 様

教育民生常任委員長

福田 佐和子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
陳情第2号	市長の附属機関としての新たな第三者委員会の設置等について	不採択とすべきもの	願意に沿いがたい

*—————

〔19番 福田佐和子登壇〕

○19番（福田佐和子） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第19号、議案第20号、陳情第2号の以上10件であります。

去る9月20日、関係課長等の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第6号平成28年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第7号平成28年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第9号平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の3件につきましては、いずれも特別会計の決算議案であります。なお引き続き審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成29年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

主なものは、民生費関係では、障害者自立支援給付事業費5,646万9,000円、後免野田小学校放課後児童クラブの増築に係る放課後児童施設整備事業費1,865万1,000円を増額計上したもので、教育費関係では、非構造部材耐震化工事に係る公民館管理費4,843万2,000円を増額計上したもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号平成29年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模3,441万4,000円の減額計上であります。歳入では、基金繰入金2,230万5,000円を増額計上し、療養給付費交付金5,615万3,000円を減額計上し、歳出においては、過年度療養給付費負担金等の精算に伴う国・県・支払基金への返還金2,670万1,000円を増額計上し、退職被保険者等療養給付費6,111万5,000円を減額計上したものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号平成29年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模1億7,282万8,000円の増額計上であります。歳入では、繰越金1億7,514万6,000円を増額計上し、歳出においては、介護給付費準備基金への積立金1億1,180万5,000円及び国・県・支払基金への返還金6,424万6,000円を増額計上したものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模22万4,000円の増額計上であります。歳入、歳出ともに22万4,000円を増額計上したものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市学校給食センター設置条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、南国市学校給食センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、主な内容は、特定教育・保育施設が支給認定証の交付を受けていない支給認定保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合に、受給資格等を確認するとき、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知により、行うこととする規定を新たに加えるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第2号市長の附属機関としての新たな第三者委員会の設置等を求める陳情書に対する審議の結果を御報告いたします。陳情の趣旨としては、1. 市長の附属機関としての新たな第三者委員会を設置し、再調査を行うこと。2. 大津市いじめ自死等の事例と同様、第三者委員会の委員に、遺族が推薦する者を委員として加えること、というものです。陳情代表者の藤本眞事さんより、内容についての御説明を受け審議をしましたが、審査の結果、願意に沿いがたいと認め、不採択とすべきものと決しました。

なお、教育委員会が遺族の方と早期に話し合いを実現し、今まで以上に遺族に寄り添うべきであるという常任委員会としての意見がありましたことを申し添えます。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西岡照夫） これにて委員長報告は終わりました。

—————*—————

○議長（西岡照夫） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（西岡照夫） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男登壇〕

○18番（土居篤男） 陳情第2号市長の附属機関としての新たな第三者委員会の設置等について、賛成討論を行うものであります。

委員長報告は、願意に沿いがたいと認め不採択とのことでありましたが、その結果には納得できません。陳情署名は2カ月余りの間に集めた4,748筆、遺族の思いを我が事として受けとめた市内、市外、県外から親戚知人を通じて寄せられたとお聞きをします。

傍聴していた私が、常任委員会では署名は南国市分が少ない、市民からの陳情とは言えないなどの発言がありました。南国市の子供が亡くなり、再調査をとる署名は市内市外を問わず、みずからのこととして受けとめた結果、署名に協力された皆さんが、どのように受けとめるだろうかと感じてます。本議会では、再考を求めたいと思います。

改めて調査報告書を見てみましたが、幾つか問題点がありました。アンケートに答えていない児童が複数おります。そして、児童に面接できていない児童もおります。そしてまた、記名で児童のアンケートをとっておりますが、記名で果たして真実を書けるだろうか。誰れさんがいじめよったとか、名前を挙げては書けません。無記名でこそ、目撃したことを正直に書けるのではないかと思います。

こうした点で、調査報告書には考察不足の点があると思います。そして、この議会の使命というのは、第1は市の施策を最終的に決定すること、第2は決定した施策が適正、適法、公平、民主的に行われているかどうかを住民の立場で批判し、監視すること。市長と議会は対等の立場、地位にあります。今回の陳情書を不採択とした判断は、議会の使命を忘れたものであるとしか言わざるを得ません。

中学生が亡くなられてから2年。御両親の心情を理解され、陳情書に賛同されますようお願いをいたしまして、陳情書への賛成討論といたします。

○議長（西岡照夫） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（西岡照夫） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第10号まで、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも継続審査の申し出であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号まで、以上10件は継続審査に付すことに決しました。

次に、議案第11号から議案第22号まで、以上12件を一括採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第22号まで、以上

12件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第2号を採決いたします。委員長の報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（西岡照夫） 起立多数であります。よって、陳情第2号は不採択とすべきものと決しました。

—————*—————

承認要求書

○議長（西岡照夫） 日程第24、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

—————*—————

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

- | | |
|-------|-----------------|
| 1. 事項 | 本委員会の所管に属する事項 |
| 1. 目的 | 所管事項の把握 |
| 1. 方法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期間 | 調査終了まで |

平成29年9月22日

南国市議会議長 西岡照夫様

総務常任委員長 中山研心

産業建設常任委員長 有沢芳郎

教育民生常任委員長 福田 佐和子

議会運営委員長 浜田 和子

＊

○議長（西岡照夫） お諮りいたします。常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（西岡照夫） 日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りをしましたとおりの派遣することに決しました。

＊

○議長（西岡照夫） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

議発第1号から議発第5号まで

○議長（西岡照夫） ただいま議発第1号から議発第5号まで、以上5件の意見書が提出をされましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月22日提出

提出者	南国市議会議員	浜田 勉
賛成者	〃	土居 恒夫
〃	〃	野村 新作
〃	〃	浜田 憲雄
〃	〃	植田 豊
〃	〃	山中 良成
〃	〃	岩松 永治
〃	〃	高木 正平
〃	〃	有沢 芳郎
〃	〃	岡崎 純男
〃	〃	前田 学浩
〃	〃	浜田 和子
〃	〃	神崎 隆代
〃	〃	西川 潔
〃	〃	小笠原 治幸
〃	〃	中山 研心
〃	〃	今西 忠良
〃	〃	土居 篤男
〃	〃	福田 佐和子
〃	〃	村田 敦子

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....
議発第1号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

今、地域の様々な問題を解決するに当たっては、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期

待がかかっている。

このような中、「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、地域の再生を目指す」活動を続けている。

ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など、「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々は、国内で合わせて10万人以上存在すると言われている。その事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、清掃請負、オフィスの総合管理など幅広く、また、男性や女性、高齢者が集まって働きやすい職場を自分たちで作っており、多様な働き方の一つとして期待されている。

よって、南国市議会は、国会及び政府に対し、誰もが仕事を通じて安心と豊かさを実感できる地域社会の形成に貢献できるようにするとともに、様々な人々に社会に参加する道を開くための制度として、「協同労働の共同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9 月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	野 田 聖 子 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
経 済 産 業 大 臣	世 耕 弘 成 様

＊

議発第2号

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年 9 月22日提出

提出者 南国市議会議員 浜 田 和 子

賛成者	南国市議会議員	岡崎純男
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	高木正平
〃	〃	岩松永治
〃	〃	山中良成
〃	〃	植田豊
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	野村新作
〃	〃	前田学浩
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	西川潔
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	浜田勉
〃	〃	土居篤男
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	村田敦子

南国市議会議長 西岡照夫様

.....
議発第2号

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

食品の衛生管理は、先進国を中心にHACCPが義務化されているが、我が国においては、HACCPの導入が遅れている。

食品流通の国際化を目指し、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要がある。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性のさらなる向上のためにHACCPによる衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進め

ている。

農林水産省の調査によると、食品製造業におけるHACCPの導入状況は、売上げが100億円以上の大手企業だけでみると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっている。

また、食品衛生法の営業許可業種は34業種であるが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもある。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限りただちに規制できないなどの課題がある。

さらには、厚生労働大臣又は都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がない。

そこで、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度の見直しを進め食品の安全の確保を図るべきである。

記

1. 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取組を進め、衛生管理を「見える化」すること。
2. HACCPによる衛生管理の制度化にあたっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設け取組を進めること。
3. すべての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しも合わせて進めること。その際には施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。
4. 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。
5. 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 加藤勝信様

＊

議発第3号

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する
特例の継続等を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月22日提出

提出者	南国市議会議員	前田学浩
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	植田豊
〃	〃	高木正平
〃	〃	岩松永治
〃	〃	山中良成
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	西川潔
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	土居篤男
〃	〃	村田敦子
〃	〃	浜田勉
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....
議発第3号

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する
特例の継続等を求める意見書

高知県では、現在「産業振興計画の推進」「日本一の健康長寿県構想の推進」「教育の充実と子育て支援」「南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化」「インフラの充実と有効活用」の5つの基本政策をかかげ、県勢の浮揚を図り、将来に希望の持てる県づくりに向けて全力で取り組んでいます。

昨年11月には高知県で統計を取り始めて初めて有効求人倍率が1.0を超えるなど、その効果は少しずつではありますが感じられる様になりました。

しかしながら「人口の減少が県内市場の縮小を招くことにより、若者がさらに県外に流出し、さらに人口減少が加速する。」といった負の連鎖を止めるには至っておりません。

負の連鎖を止め地域に活力を生み出す為には、それぞれの計画を強力に推し進めなければなりません。インフラの充実と有効活用はその推進を下支えするために非常に重要なものです。

北は四国山地に阻まれ、東西に長い地形を有し人口が偏在する高知県にとって道路整備は特に重要であります。地域の経済活動や災害時の物資輸送等を支える高速道路「四国8の字ネットワーク」から生活に密着した市町村道に至るまで、県土の隅々まで張り巡らされた道路の整備を着実に進めていく必要があります。

よって国におかれましては、国民の生活の質を高め、生命と財産を守り、未来につなぐための道路整備事業について、次の事項を確実に実施されるよう強く求めます。

記

1. 地域経済の活性化や防災力の向上に資する道路整備を推進し、安全安心な利用を確保するための修繕、老朽化対策などを計画的に進めるため、道路予算全体を拡大したうえで、必要な額を確保すること。
2. 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第二条に規定する国の負担又は補助の割合の特例については、平成30年度以降も継続すること。

さらに、地方創生のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様

参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様

—*—

議発第4号

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進
を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月22日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....
議発第4号

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進
を求める意見書

平成29年度の与党税制改正大綱において、「2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされました。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、政府におかれては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税（仮称）を早急に創設するとともに下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

1. 森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県を中心に独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。
2. 実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
3. 林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。
4. 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

総務大臣 野田 聖子 様
農林水産大臣 斎藤 健 様
環境大臣 中川 雅治 様

＊

議発第5号

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月22日提出

提出者	南国市議会議員	神崎 隆代
賛成者	〃	岡崎 純男
〃	〃	有沢 芳郎
〃	〃	高木 正平
〃	〃	岩松 永治
〃	〃	山中 良成
〃	〃	植田 豊
〃	〃	浜田 憲雄
〃	〃	前田 学浩
〃	〃	浜田 和子
〃	〃	野村 新作
〃	〃	小笠原 治幸
〃	〃	中山 研心
〃	〃	今西 忠良

南国市議会議長 西岡 照夫 様

議発第5号

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書

インターネットの単なる普及に止まらず、インターネットを活用したIoTの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするAI（人工知能）の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。

新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ITスキルの向上は不可欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でIT人材不足数は約17万1,000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。

2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

一般家庭におけるIT機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度IT機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

従来、小中学校におけるIT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

また、小学校でのプログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体（千葉県柏市など）において先行して実施されているものとの整合性など、既にいくつかの課題が散見される。

そこで、以下の3点について要望する。

記

1. 早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。
2. 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
3. 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
文 部 科 学 大 臣 林 芳 正 様
経 済 産 業 大 臣 世 耕 弘 成 様

—————*—————

○議長（西岡照夫） お諮りいたします。この際、以上5件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————*—————

○議長（西岡照夫） この際、議発第1号から議発第5号まで、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました5件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。

—————*—————

○議長（西岡照夫） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第3号まで、以上3件を一括採決いたします。以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第3号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫） 起立多数であります。よって、議発第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（西岡照夫） 起立多数であります。よって、議発第5号は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（西岡照夫） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第397回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時34分 閉会